

(別添 1)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

問合せ先：

厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室
(内線 2474, 2496, 2498)

平成24年度
輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

平成25年8月
厚生労働省医薬食品局食品安全部

平成 24 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

はじめに

平成 24 年度において、我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数で約 218 万件、輸入重量で約 3,215 万トンでした。一方、農林水産省が作成した「平成 24 年度食料需給表」によると、我が国の食料自給率は約 4 割（供給熱量総合食料自給率）とされており、熱量ベースで約 6 割を国外に依存する状況となっています。

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するために国が行う監視指導については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）に基づき、リスクコミュニケーションの実施及びパブリックコメントの募集を経て、平成 24 年度輸入食品監視指導計画（以下「計画」という。）を策定し、同条第 3 項の規定により官庁報告として官報に公表した上で、計画に基づいて行ったところです。

今般、計画に基づいて実施したモニタリング検査、検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況及びその結果の概要、輸入者に対する監視指導及びその結果等の監視指導の実施状況並びに輸出国における協議等について詳細を取りまとめたので公表します。

参 考：「輸入食品の安全を守るために」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>



1. 平成 24 年度輸入食品監視指導計画の概要

1 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（法第 23 条）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 4 条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の 3 段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定。

3 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（平成 24 年度計画：168 食品群、89,959 件）の実施
- 検査命令^{※2}（平成 24 年 4 月 1 日現在：全輸出国対象の 17 品目及び 26 カ国・1 地域対象の 79 品目）
- 包括的輸入禁止措置^{※3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

4 輸出国における衛生対策の推進

- 輸出国政府に対する衛生管理対策の確立の要請
- 二国間協議や現地調査を通じた、農薬等の管理・監視体制の強化、輸出前検査の推進

5 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

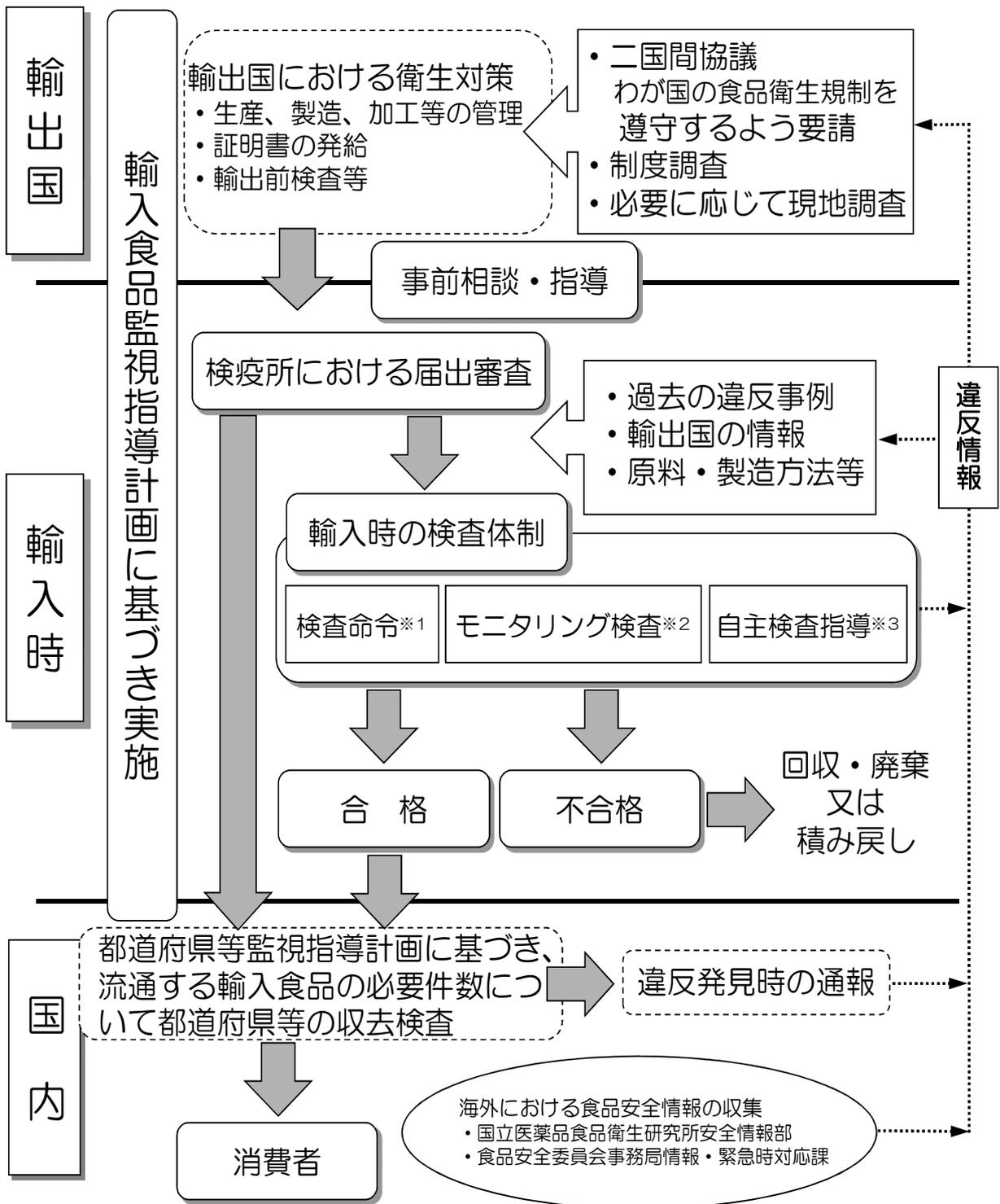
- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 初回輸入時及び定期的自主検査の指導
- 記録の作成、保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の可能性が高いものについて輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる措置

輸入食品の監視体制等の概要



※1：違反の可能性が高いものについて輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない検査

※2：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※3：輸入者の自主的衛生管理の一環として、初回輸入時等に、当該輸入食品等が法に適合していることを確認するために行う検査指導

2. 平成 24 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

輸入食品等の安全性確保については、食品安全基本法第 4 条による、輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの各段階において、適切な措置が講じられることが必要であるとの基本的な考え方にに基づき、厚生労働省本省及び検疫所においては、以下に掲げる措置を講じた。

(1) 法第 27 条に基づく輸入届出時における審査

法第 27 条の規定に基づく輸入届出により、法第 11 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定に基づく食品等の規格又は基準(以下「規格基準」という。)をはじめとする法への適合性の審査を行うとともに、輸入時において必要な検査を実施した。

平成 24 年度の届出・検査・違反状況 (表 1)

をみると、輸入届出件数は 2,181,495 件であり、輸入届出重量は 32,155,854 トンであった。これに対し、223,380 件について検査を実施し、このうち 1,053 件(延べ 1,122 件)を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。これは届出件数の 0.05%に相当する。



コンピュータシステムによる届出審査

(2) 法第 28 条に基づくモニタリング検査

モニタリング検査については、多種多様な輸入食品等について、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、輸入実績及び違反率等を勘案し、検疫所が行う検査件数及び検査項目を定めており、平成 24 年度は延べ 89,959 件の検査を計画した。

ポジティブリスト制度の施行を踏まえ、食品衛生監視員を 393 名から 399 名に増員するとともに、残留農薬等に係る検査機器を増設した。また、海外での農薬の使用状況等を踏まえ、検査項目を、残留農薬は 534 項目から 540 項目に拡大して実施した。

さらに、各検疫所におけるモニタリング検査の実施状況の確認を行い、輸入実態に即した検査が実施可能となるよう年度途中における計画の見直しを行った。

平成 24 年度のモニタリング検査実施状況 (表 2) をみると、延べ 89,959 件の計画に対し、延べ 93,066 件(実数 57,350 件)(延べ件数に対する実施率: 103%)を実施し、このうち 175 件(延べ 190 件)を法違反として、回収等の措置を講じた。

モニタリング検査等で法違反が発見された場合の対応としては、同一食品の検査を強化し(表 3)、残留農薬及び残留動物用医薬品で同一国の食品について複数回の法違反が発見された場合等、法違反の可能性が高いと見込まれる食品については、輸入の都度検査を実施する検査命令(表 4)の対象としたほか、アフラ



保税倉庫での検体採取

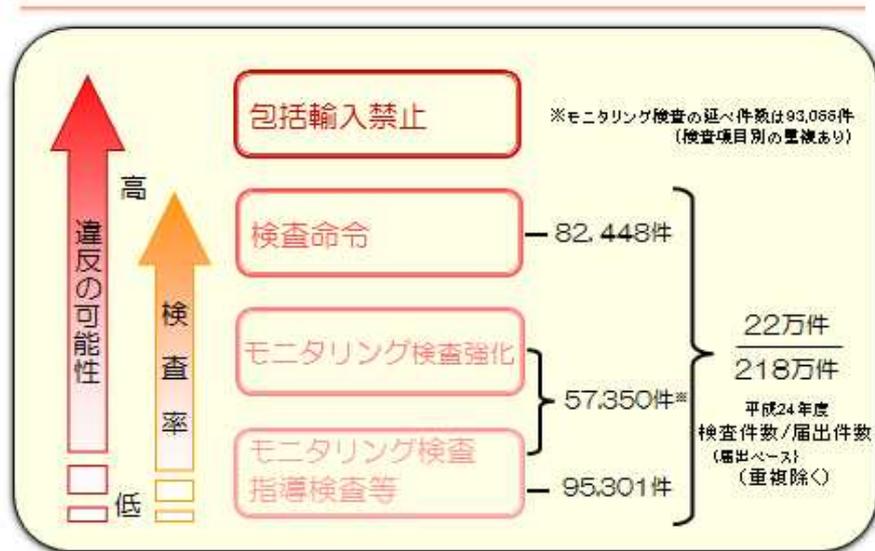
トキシンやリステリア菌が検出された食品は直ちに検査命令（表5）の対象として検査強化を図った。

(3) 法第26条に基づく検査命令

食品衛生上の危害の発生防止のため、法違反の可能性の高い輸入食品等については、対象国・地域、対象食品等及び検査の項目等を定め、法第26条の規定に基づく検査命令を実施した。

平成25年3月31日現在で、全輸出国対象の17品目及び25カ国・1地域対象の79品目を検査命令の対象としており、平成24年度の検査命令の実績（表6）をみると、82,448件（延べ128,126件）を実施し、このうち368件（延べ374件）を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

輸入時の検査体制の概要



(4) 違反状況（※違反件数については延べ数）

違反件数1,122件について、事例を条文別（表7）にみると、食品の微生物規格、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第11条違反の667件（59.4%：違反件数に対する割合）が最も多く、次いでアフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等に係る法第6条違反の311件（27.7%）、指定外添加物の使用に係る法第10条違反の72件（6.4%）、器具又は容器包装の規格に係る法第18条違反の57件（5.1%）、食肉の衛生証明書に係る法第9条違反8件（0.7%）おもちゃの規格に係る法第62条（準用規定）違反の7件（0.6%）と続いている。

検査内容別の違反事例をみると、有害、有毒物質及び病原微生物に係る違反事例（表8-①）253件（22.5%：違反件数（1,122件）に対する割合）が最も多く、次いで冷凍食品等の微生物規格に係る違反事例（表8-②）が214件（19.1%）、残留農薬に係る違反事例（表8-③）が191件（17.0%）、指定外添加物の使用や使用基準違反等の添加物に係る違反事例（表8-④）184件（16.4%）、残留動物用医薬品に係る違反事例（表8-⑤）117件（10.4%）、腐敗、変敗、異臭及びカビの発生等に係る違反事例（表8-⑥）65件（5.8%）、器具、容器包装規格に係る違反事例（表8-⑦）57件（5.1%）、おもちゃ規格に係る違反事例（表8-⑧）7

件（0.6%）の順となっている。

有害・有毒物質及び病原微生物に係る違反事例（表 8-①）を国別にみると、米国が 142 件（56.1%：有害・有毒物質及び病原微生物に係る違反件数（253 件）に対する割合）、次いで中国 32 件（12.6%）、イタリア 18 件（7.1%）と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、米国では、とうもろこし、中国では、落花生のアフラトキシンの付着、イタリアでは、非加熱食肉製品のリステリア菌などが上位を占めている。

微生物規格に係る違反事例（表 8-②）を国別にみると、中国が 65 件（30.4%：微生物規格に係る違反件数（214 件）に対する割合）、次いでタイ 36 件（16.8%）、ベトナム 22 件（10.3%）と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、いずれの国も冷凍食品の微生物規格（細菌数、大腸菌群、E. coli（大腸菌））が上位を占めている。

残留農薬に係る違反事例（表 8-③）を国別にみると、中国が 45 件（23.6%：残留農薬に係る違反件数（191 件）に対する割合）、次いでタイ 33 件（17.3%）、ガーナ 19 件（9.9%）と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、あさりのプロメトリン、タイでは、未成熟さやえんどうのジフェノコナゾール、ガーナでは、カカオ豆のイミダクロプリドなどが上位を占めている。

添加物に係る違反事例（表 8-④）を国別にみると、中国が 33 件（17.9%：添加物に係る違反件数（184 件）に対する割合）、次いでブラジル 16 件（8.7%）、韓国 15 件（8.2%）と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、漬け物の甘味料、ブラジルでは、粉末清涼飲料への指定外添加物の使用、韓国では調味料の保存料の使用基準違反などが上位を占めている。

残留動物用医薬品に係る違反事例（表 8-⑤）を国別にみると、ベトナムが 59 件（50.4%：残留動物用医薬品に係る違反件数（117 件）に対する割合）、次いでインド 37 件（31.6%）、中国 8 件（6.8%）と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、ベトナム、インドでは、えびのエトキシキン、中国では、えびのスルファメトキサゾールなどが上位を占めている。

腐敗、変敗、異臭及びカビの発生等に係る違反事例（表 8-⑥）を国別にみると、米国が 21 件（32.3%：腐敗、変敗、異臭及びカビの発生に係る違反件数（65 件）に対する割合）、次いでタイ 19 件（29.2%）、カナダ 15 件（23.1%）と続いている。これらの品目別の主な違反事例をみると、米国では、小麦、タイでは、米、カナダでは、小麦などが上位を占めている。

器具、容器包装に係る違反事例（表 8-⑦）を国別にみると、中国が 32 件（56.1%：器具、容器包装に係る違反件数（57 件）に対する割合）、次いでベトナム 8 件（14.0%）、台湾 5 件（8.8%）と続いている。これらの材質別の主な違反事例をみると、合成樹脂製が 39 件と最も多くなっている。

おもちゃに係る違反事例（表 8-⑧）を国別にみると、中国が 6 件（85.7%：おもちゃに係る違反件数（7 件）に対する割合）で、スリランカが 1 件（14.3%）と続いている。これらの主な違反事例をみると、フタル酸エステル類の基準不適合が 5 件と最も多くなっている。

(5) 海外からの食品衛生問題発生情報等に基づく緊急対応

国立医薬品食品衛生研究所や内閣府食品安全委員会において収集している海

外での食中毒の発生や違反食品の回収等の情報に基づき、平成 24 年度においては、カナダにおける牛肉の腸管出血性大腸菌 0157 汚染、オーストラリアにおけるナチュラルチーズのリステリア菌汚染、フランスにおけるナチュラルチーズによる腸管出血性大腸菌 026 汚染などについて、輸入時の監視体制の強化及び国内の流通状況の調査（表 9）を行い、輸入実績が確認された場合には、回収等の措置を指示した。

また、平成 20 年 1 月に発生した中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案を受け、加工食品の残留農薬検査について、平成 24 年度中に計 9,035 検体を実施した結果、韓国産のビスケットでジクロロボスの違反が 2 件認められた。

(6) 輸出国における衛生対策の推進

平成 24 年度においては、輸出国における衛生対策の推進として、検査命令やモニタリング検査強化対象となった食品について、輸出国政府に対し、当該食品の違反情報を提供するとともに、二国間協議等を通じて違反原因の究明や再発防止対策を講じるよう要請した。

このうち、残留農薬や牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）の問題など、輸出国における生産、加工段階での衛生対策の確認が必要な場合には、輸出国へ専門家を派遣し、当該輸出国の衛生対策の現地調査等を行った（表 10）。

タイ産ベビーコーンについて、平成 24 年 11 月 5 日から 11 月 9 日にかけて、病原微生物の管理体制確認のため、現地調査を実施した。



タイ産ベビーコーンの包装工場

オーストラリア産二枚貝については、平成 25 年 2 月 26 日から 3 月 1 日にかけて、貝毒の管理体制確認のため、現地調査を実施した。

カナダ産牛肉については、平成 24 年 12 月 16 日から 12 月 21 日にかけて、対日輸出認定施設について定期査察を行い、対日輸出プログラム遵守状況の確認・検証を実施した。

米国産牛肉については、平成 24 年 12 月 16 日から 12 月 22 日にかけて、対日輸出認定施設について定期査察を行い、対日輸出プログラム遵守状況の確認・検証を実施した。

オランダ産及びフランス産牛肉については、平成 25 年 1 月 9 日から 1 月 16 日にかけて、対日輸出認定施設について査察を行い、対日輸出プログラム遵守状況の確認・検証を実施した。

また、輸出国政府が主催する衛生管理研修等を通じ、米国における遺伝子組換え作物及び食肉の衛生管理体制の確認のため専門家を派遣した。

(7) 輸出国事前調査における衛生対策の推進

平成 21 年度より、新たな取組として、問題発生の未然防止の観点から、輸出国段階の衛生対策に関する計画的な情報収集及び必要に応じて現地調査を行っている。

平成 24 年度においては、インド、インドネシア、エクアドル、オーストラリア、シンガポール、スペイン、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ベルギ

一、及びマレーシアについて実施し、輸出国政府の取組、生産者及び製造者の取組状況について調査を行った（表 11）。

① インド

インドにおける食品衛生規制について、調査及び意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規制について食品業者等を対象にセミナーを開催した。

また、香辛料製造施設の衛生管理状況、検査機関の管理状況等について現地調査を実施した。

② インドネシア

インドネシアにおける食品衛生規制について、調査及び意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について食品業者等を対象にセミナーを開催した。

また、養殖エビ加工施設の動物用医薬品の管理、衛生管理状況等について現地調査を実施した。

③ エクアドル

エクアドルにおける食品衛生規則について、調査及び意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について食品業者等を対象にセミナーを開催した。

また、ブロッコリー農場及び冷凍ブロッコリー製造施設の現地調査を行い、残留農薬の管理状況や微生物の管理状況等について現地調査を実施した。

④ オーストラリア

オーストラリアにおける食品衛生規制、対日輸出食品の衛生管理体制について調査及び意見交換を行った。

また、対日輸出に係る穀類の残留農薬管理や貝類の貝毒の生産管理についての現地調査を行った。併せて、藻類等検査機関の視察を行い、試験手順等の確認を行った。

⑤ シンガポール

シンガポールにおける食品衛生規制、対日輸出食品の衛生管理体制について調査及び意見交換を行った。

また、対日輸出食品製造施設について衛生管理等に関する現地調査を行った。

⑥ スペイン

食肉製品等の衛生規制について、調査及び意見交換を行った。

また、対日輸出食肉製品について、農場での動物用医薬品の管理を含む原料生産から加工・製造工程までの衛生管理体制、衛生証明書の発給手順等について現地調査を行った。

⑦ デンマーク

デンマークにおける食品衛生規制について、調査及び意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制について食品業者等を対象にセミナーを開催した。

また、水産加工施設及び製パン施設の現地調査を行い、衛生管理体制について現地調査を行い、衛生管理体制について現地調査を実施した。

⑧ ドイツ

ドイツにおける食品衛生規制について調査及び意見交換を行った。

また、国、州政府の役割分担や州政府が管理する輸入食品の監視体制について調査を行った。

⑨ ニュージーランド

ニュージーランドにおける食品衛生規制、対日輸出食品の衛生管理体制につ

いて調査及び意見交換を行った。

また、対日輸出に係る農産物の残留農薬等の管理について現地調査を行い、併せて検査・監査機関における監査体制について視察を行った。

⑩ ベルギー

ベルギーにおける食品衛生規制、対日輸出食品の衛生管理体制について調査及び意見交換を行った。

また、リーキ農場の現地調査を行い、農薬を含む生産管理状況について調査を実施した。

⑪ マレーシア

マレーシアにおける食品衛生規制について調査及び意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について食品業者等を対象にセミナーを開催した。

また、対日輸出食品製造施設について衛生管理等に関する現地調査を行った。

(8) 日中食品安全推進イニシアチブ

平成 22 年 5 月、日中両国大臣により、「日中食品安全推進イニシアチブに関する日本国厚生労働省と中華人民共和国国家質量監督検査検疫総局との覚書」への署名が行われ、閣僚級会議及び実務者レベル協議・現地調査等を実施し、両国で輸出入される食品等の安全分野における交流及び協力を促進させていくこととなった。

平成 24 年度は、11 月に第四回（於日本）実務者レベル協議等を行った。

第四回実務者レベル協議では、日本側からは、落花生等のアフラトキシン、二枚貝の残留農薬及び麻痺性貝毒、アスパラガス及びネギの残留農薬、鶏肉の動物用医薬品及び平成 24 年度モニタリング検査にて違反になった事例について中国側の対応を聴取し、引き続き改善対策を要請した。中国側からは、日本産食品の放射性物質汚染に関する情報提供、中国産食品の検査命令対象品目及び検査強化品目に係る最新情報の提供の要請があった。なお、日中食品安全推進イニシアチブに関する結果等については、下記 URL に掲載している。

また、平成 24 年 5 月に日本側専門家を中国に派遣し、残留農薬等分析法に関する技術協力を行った。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/exporter/h241126-27.html>

(9) 法第 8 条及び第 17 条に基づく包括的輸入禁止規定

厚生労働大臣が特定の国等の特定の食品について検査を要せずに包括的に輸入・販売を禁止出来る仕組みとして包括的輸入禁止措置を食品衛生法第 8 条及び第 17 条に基づき定めている。これについては、「食品衛生法第 8 条第 1 項及び第 17 条第 1 項等に基づく特定食品等の販売、輸入等禁止処分の取扱い指針(ガイドライン)」(平成 14 年 9 月 6 日付け食発第 0906001 号別添)により、直近 60 件の検査命令による違反率が 5%を超えた品目について、包括的輸入禁止措置発動前に輸出国に対し衛生管理状況を確認するとともに、改善対策を要請することとしているが、平成 24 年度においては、要請及び当該措置の発動対象となる食品等はなかった。

(10) 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導

計画を踏まえ、輸入者に対し、食品等を輸入しようとする場合、生産者・製造者等から必要な資料を入手するなどにより、事前にその安全性を確認するとともに、我が国に初めて輸入しようとするものや同種の食品で違反事例のあるもの等については、事前に検疫所に相談するよう検疫所が実施する説明会等により指導を行った。

また、輸入者に対する食品衛生に関する知識の向上を目的として、関係団体等が開催する講習会及び研修会へ厚生労働省本省及び検疫所の担当官を派遣した結果、輸入者はおおむね内容を理解し、効果的な結果であることが確認できた。平成 24 年度の検疫所の輸入食品相談指導室における輸入前指導（いわゆる輸入相談）実績（**表 12**）をみると、品目別に 27,825 件の輸入相談を実施し、このうち事前に法に適合しないことが判明した事例は 372 件（延べ 437 件）であった。

法に適合しない事例を条文別（**表 13**）にみると、食品の微生物規格、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第 11 条違反の延べ 235 件（53.8%：違反件数（437 件）に対する割合）が最も多く、次いで指定外添加物の使用に係る法第 10 条違反の延べ 188 件（43.0%）と続いている。

また、国別にみると（**表 14**）、米国が延べ 81 件（18.5%：違反件数（437 件）に対する割合）と最も多く、次いで中国が延べ 52 件（11.9%）、韓国延べ 32 件（7.3%）と続いている。主な違反事例をみると、米国では、健康食品に対する指定外添加物の使用、中国では菓子に対する保存料の対象外使用、韓国では菓子への指定外添加物の使用などの違反事例が上位を占めている。

なお、これら輸入相談において、法に適合しないことが判明した場合には、輸入者に対し、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導を行い、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、事前に当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査等により確認するよう指導を行った。



検疫所による説明会

(11) 輸入食品等の違反情報の公表及び都道府県等との連携

食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第 63 条の規定に基づき、法に違反した輸入者の名称、対象輸入食品等の違反情報を厚生労働省ホームページに掲載し、公表した。また、違反者の名称等の公表に併せ、改善措置の内容、違反原因、廃棄等の措置状況等についても、判明次第公表した。

さらに、輸入時の検査で違反が判明したもののうち、違反判明時に既に通関していた輸入食品等については、関係都道府県等と連携を図り、迅速な回収を行った。都道府県等による国内流通時の検査において違反が発見された輸入食品等（**表 15**）については、必要に応じ検査強化を行った。

表 1 届出・検査・違反状況(平成 24 年度)

届出件数 (件)	輸入重量 (千トン)	検査件数 ^{※1} (件)	割合 ^{※2} (%)	違反件数 (件)	割合 ^{※2} (%)
2,181,495	32,156	223,380 (82,448) ^{※3}	10.2	1,053 (368) ^{※3}	0.05 (0.4) ^{※3}
(前年度実績) 2,096,127	33,407	231,776	11.1	1,257	0.06

※1 行政検査、登録検査機関検査、外国公的検査機関検査の合計から重複を除いた数値

※2 届出件数に対する割合

※3 検査命令に係る数値

表 2 モニタリング検査実施状況(平成 24 年度)

食品群	検査項目※1	年度計画件数	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	2,178	2,209	0
	残留農薬	1,879	1,957	0
	成分規格等	790	841	0
	放射線照射	29	31	0
	SRM除去	3,000	5,414	0
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗菌性物質等	2,123	2,208	0
	残留農薬	1,074	1,218	0
	添加物	1,366	1,495	0
	成分規格等	2,931	2,849	6
	カビ毒	-	1	0
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗菌性物質等	2,692	2,886	12
	残留農薬	2,663	2,835	2
	添加物	177	191	0
	成分規格等	780	1,225	2
	放射線照射	29	27	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、冷凍食品(水産動物類、魚類)、魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	3,817	4,106	4
	残留農薬	3,192	3,771	1
	添加物	1,603	1,886	0
	成分規格等	4,658	5,436	26
	放射線照射	5	9	0
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	1,510	1,790	0
	残留農薬	12,546	13,523	70
	添加物	1,074	1,081	3
	成分規格等	1,570	1,515	1
	カビ毒	2,388	2,650	1
	遺伝子組換え食品	354	374	0
	放射線照射	119	142	0
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗菌性物質等	299	329	0
	残留農薬	9,557	9,812	23
	添加物	4,101	4,604	4
	成分規格等	2,413	2,536	8
	カビ毒	2,923	2,763	1
	遺伝子組換え食品	128	99	0
	放射線照射	424	406	1
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油脂、冷凍食品等	抗菌性物質等	-	2	0
	残留農薬	715	835	2
	添加物	3,523	3,521	3
	成分規格等	926	735	3
	カビ毒	895	988	0
	遺伝子組換え食品	-	1	0
	放射線照射	-	2	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、アルコール飲料等	残留農薬	358	405	0
	添加物	1,015	1,175	1
	成分規格等	776	820	0
	カビ毒	118	122	0
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	2,241	2,259	2
総計(延数) 年度計画件数総計には、検査強化分として5,000件を計上		89,959	93,066 実施率約103%	176※2

※1 検査項目の例

- ・抗菌性物質等: 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬: 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物: 保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・成分規格等: 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、腸炎ビブリオ等)、病原微生物(腸管出血性大腸菌 O26、O104、O111 及び O157 並びにリステリア菌等)、貝毒(下痢性貝毒、麻痺性貝毒)等
- ・カビ毒: アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品: 安全性未審査遺伝子組換え食品
- ・放射線照射: 放射線照射の有無

※2 検査項目別の延べ件数

表3 平成24年度にモニタリング検査を強化^{※1}した品目
 (平成25年3月31日現在^{※2})

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	緑茶	トリアゾホス
	こまつな	インドキサカルブ、ルフェヌロン
	きくらげ	クロルフェナピル
	ばれいしょ	ハロキシホップ
	レイシ(ライチ)	パクロブトラゾール
	にんじん	アセフェート
	ウシガエル	エンロフロキサシン
	わさび	ピリメタニル
	山椒の果実	アフラトキシン
	ブロッコリー	ハロキシホップ、アセトクロール
	ウーロン茶	インドキサカルブ、トリアゾホス、フィプロニル
	ピーマン	ピリメタニル
	しいたけ	アセトクロール
	スッポン	エンロフロキサシン、オキシテトラサイクリン
	えだまめ	ジフェノコナゾール、ハロキシホップ
	未成熟いんげん	アセトクロール、シロマジン
	未成熟えんどう	クロルピリホス
	豚肉	クレンブテロール
	にんにく	クロルピリホス
	どじょう	エンドスルファン
	にんにくの茎	ピリメタニル
	鰻	フラゾリドン
	ぜんまい	アセトクロール
	緑豆	ホキシム
	鶏肉	フラゾリドン
	冬瓜	メタラキシル及びメフェノキサム
	パセリ	ヘキサクロロベンゼン
ウニ(生食用)	腸炎ビブリオ最確数(MPN) ^{※3}	

対象国・地域	対象食品	検査項目
タイ	未成熟えんどう	ジニコナゾール、シペルメトリン、テトラコナゾール、フェンブコナゾール、フルシラゾール、プロピコナゾール
	タガヤサン	ブプロフェジン
	PUK WHAN(アマメシバ)	アメトリン、クロルピリホス、EPN
	カミメボウキ	EPN
	ハイゴショウ(WILD BETAL)	ハロキシホップ、エポキシコナゾール、インドキサカルブ
	ミズオジギソウ	トリアゾホス
	オオバコエンドロ	シペルメトリン、ブプロフェジン
	赤とうがらし	ジフェノコナゾール、シペルメトリン、シプロコナゾール、トリアゾホス
	ナンキョウ	クロルピリホス
	ケール	メタラキシル及びメフェノキサム
韓国	アカガイ(生食用)	腸炎ビブリオ最確数(MPN) ^{※3}
	タイラギ貝(生食用)	腸炎ビブリオ最確数(MPN) ^{※3}
	鰻	エンロフロキサシン
	食品	ジクロルボス
	いちご	メコナゾール
	ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)	ジフェノコナゾール
メキシコ	コーヒー豆	2, 4-D
	いちじく	モノクロトホス
	未成熟いんげん	フィプロニル、フロニカミド
	パッションフルーツ	シペルメトリン
	スターフルーツ	フルジオキシニル
インド	ターメリック	アフラトキシン
	マンゴー	クロルピリホス
	養殖えび	エトキシキン
	発酵茶	プロパルギット、モノクロトホス
オーストラリア	花粉加工品	テトラサイクリン系抗生物質
	牛肉(内蔵を含む)	腸管出血性大腸菌
	そば	ハロキシホップ
	オレンジ	エポキシコナゾール

対象国・地域	対象食品	検査項目
台湾	にらの花	プロフェノホス
	ウシガエル	フルメキン、クロラムフェニコール
	養殖鰻	フェニトロチオン、フラゾリドン
	赤とうがらし	ジフェノコナゾール
フィリピン	ゆでだこ(生食用)	腸炎ビブリオ※ ⁴
	ウニ(生食用)	腸炎ビブリオ最確数(MPN)※ ³
	パイナップル	フェニトロチオン
	養殖えび	エトキシキン
ベトナム	養殖えび	エトキシキン
	未成熟えんどう	アセフェート
	テラピア(イズミダイ)	エンロフロキサシン
	ほうれんそう	インドキサカルブ
イタリア	パセリ	ジフェノコナゾール
	ラディッシュ	ボスカリド
	葉タマネギ	クロルピリホス
米国	セロリ	フェンアミドン
	ブルーベリー	マラチオン、メキシフェノジド
	大豆	チアメキサム
ラオス	オオバコエンドロ	クロルピリホス、シベルメリン
	メボウキ	クロルピリホス
	カミメボウキ	プロフェノホス
インドネシア	未成熟えんどう	ジフェノコナゾール
	ほうれんそう	ジフェノコナゾール
オマーン	ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)	ジフェノコナゾール
	未成熟いんげん	シロマジン
スペイン	非加熱食肉製品	リステリア菌
	野いちご	ブピリメート
ドイツ	西洋わさび	ジフェノコナゾール
	パセリ	ジフェノコナゾール
ウガンダ	ごまの種子	ベンダイオカルブ
エクアドル	カカオ豆	シベルメリン
エチオピア	コーヒー豆	γ-BHC
オーストリア	西洋わさび	ジフェノコナゾール
カメルーン	カカオ豆	クロルピリホス、シベルメリン
グアテマラ	ごまの種子	イミダクロプリド
コロンビア	PITAHAYA(ドラゴンフルーツ)	テブコナゾール
トルコ	ヘーゼルナッツ	アフラトキシン

対象国・地域	対象食品	検査項目
ナイジェリア	ごまの種子	アフラトキシン、クロルピリホス
パラグアイ	ごまの種子	カルバリル
ブラジル	そば	ジウロン
フランス	チコリ	メタラキシル及びメフェノキサム
ポリビア	ごまの種子	ハロキシホップ
マダガスカル	養殖えび	エトキシキン
マレーシア	養殖えび	エトキシキン

※1 平成 24 年度においては、通常、違反発見後のモニタリング検査強化は、全届出件数の 30%を対象に検査を実施した。また輸入実績又は検査実績に基づき検査命令を解除した品目についても同様の扱いとした。ただし、検査強化後 60 件もしくは1年の間に再度同一の違反事例が無い場合、通常の監視体制とした。

※2 表 4 に含まれる品目を除く。

※3 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成 24 年6月～10 月)

※4 夏期の検査強化として全届出件数の 30%を対象に検査を実施(平成 24 年6月～10 月)

表 4 平成 24 年度にモニタリング検査強化後検査命令へ移行した品目

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	あげまきがい	プロメトリン
	はまぐり	プロメトリン
	えだまめ	ジフェノコナゾール
	ウーロン茶	フィプロニル
	レイシ(ライチ)	ジフルベンズロン
タイ	カミメボウキ	EPN
	未成熟えんどう	ジフェノコナゾール、フルシラゾール
	赤とうがらし	ジフェノコナゾール
インド	ひよこ豆	グリホサート
	養殖えび	エトキシキン
メキシコ	未成熟いんげん	フロニカミド
	スターフルーツ	フルジオキシソニル
イタリア	パセリ	ジフェノコナゾール
オマーン	未成熟いんげん	シロマジン
韓国	養殖ひらめ	<i>Kudoa septempunctata</i>
フィリピン	養殖えび	エトキシキン
米国	ブルーベリー	メトキシフェノジド
ベトナム	養殖えび	エトキシキン
ボリビア	ごまの種子	ハロキシホップ

表 5 平成 24 年度に直ちに検査命令へ移行した品目

対象国・地域	対象品目	検査項目
イタリア	非加熱食肉製品(製造者限定)	リステリア菌
	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ(製造者限定)	リステリア菌
	ゴルゴンゾーラチーズ(製造者限定)	リステリア菌
中国	花椒	アフラトキシン
	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
	生食用ウニ(製造者限定)	腸炎ビブリオ最確数(MPN)
オーストラリア	二枚貝(海域限定)	麻痺性貝毒
スペイン	非加熱食肉製品(製造者限定)	リステリア菌
台湾	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
フランス	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ(製造者限定)	腸管出血性大腸菌 O26
米国	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
ベトナム	食品(製造者限定)	サイクラミン酸

表 6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成 24 年度)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査※ 件数	違反※ 件数
全輸出国 (17 品目)	乾燥いちじく、チリペッパー、ナッツ類、落花生	アフラトキシン	11,557	86
	キャッサバ、シアン含有豆類	シアン化合物	414	9
	すじこ	亜硝酸根	348	0
中国 (31 品目)	鰻、えび、スッポン、鶏肉、豚肉	エンロフロキサシン、クレンプテロール、ニトロフラン類、マラカイトグリーン	29,395	6
	野菜、ナッツ、魚介類 (にんじん、ねぎ、はも、ほうれんそう、落花生)	アセトクロール、アルジカルブスルホキシド、クロルピリホス、トリアジメノール、トリフルラリン	22,037	18
	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	7,658	1
	全ての加工食品	サイクラミン酸	877	1
	花椒、ホワイトペッパー	アフラトキシン	50	1
タイ (13 品目)	野菜、果実 (おくら、グリーンアスパラガス、コブミカンの葉、ナンキョウ、マンゴー、バナナ)	クロルピリホス、シペルメトリン、プロフェノホス、プロピコナゾール、EPN	1,200	7
韓国 (11 品目)	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	475	0
	青とうがらし、しじみ、パプリカ(ジャンボピーマン)	エンドスルファン、シメコナゾール、クロルピリホス	117	0
	鰻	オキシロニック酸、オフロキサシン	28	1
	養殖ひらめ	エンロフロキサシン、オキシテトラサイクリン	2	0
イタリア (7 品目)	ゴルゴンゾーラチーズ、ナチュラルチーズ、非加熱食肉製品	腸管出血性大腸菌 O26、リステリア菌	940	5
	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン	214	0
	パセリ	ジフェノコナゾール	1	0
インド (7 品目)	養殖えび	フラゾリドン	1,103	8
	養殖えび	エトキシキン	721	23
	クミン、とうがらし、ひよこ豆	グリホサート、トリアゾホス、プロフェノホス	139	6
	ケツメイシ	アフラトキシン	72	1
台湾 (6 品目)	養殖鰻	フラゾリドン	230	0
	にんじん、養殖鰻	アセフェート、フェニトロチオン、メタミドホス	874	0
	全ての加工食品	サイクラミン酸	93	0
米国 (6 品目)	とうもろこし、ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン	2,641	102
	ブルーベリー	メキシフェノジド	1	0
その他(22 カ国、総 40 品目)			46,939	99
総 計			128,126	374

※検査件数及び違反件数は延べ件数

表 7 条文別違反事例(平成 24 年度)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第6条 (販売を禁止される 食品及び添加物)	311	27.7	とうもろこし、落花生、アーモンド、乾燥イチジク、ハトムギ、ピスタチオナッツ、とうがらし、ナツメグ、くるみ、ケツメイシ、花椒等のアフラトキシンが付着、有毒魚類の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出、シアン化合物の検出、非加熱食肉製品等からのリステリア菌検出、 <i>Kudoa septempunctata</i> の検出、米、小麦、菜種、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生
第9条 (病肉等の販売等の 制限)	8	0.7	衛生証明書の不添付
第10条 (添加物等の販売等 の制限)	72	6.4	β -アポ-8'-カロテナル、TBHQ、キノリンイエロー、パテントブルーV、サイクラミン酸、アゾルビン、パラオキシ安息香酸メチル、ヨウ素化塩、メタノール、ヨウ化カリウム、ホウ酸の指定外添加物の使用
第11条 (食品又は添加物の 基準及び規格)	667	59.4	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準違反、農薬の残留基準違反)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(二酸化硫黄、ソルビン酸、安息香酸等)、添加物の成分規格違反、放射性物質の検出
第18条 (器具又は容器包装 の基準及び規格)	57	5.1	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
第62条 (おもちゃ等について の準用規定)	7	0.6	おもちゃ又はその原材料の規格違反
総 計	1,122(延数) ^{※1} 1,053(実数) ^{※2}		

※1 検査項目別の延べ件数

※2 検査対象となった届出の件数

表 8-① 有毒・有害物質及び病原微生物等の国別、品目別、違反内容別違反件数
(平成 24 年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数 [※]
米国	とうもろこし	アフラトキシン(102)	142
	アーモンド	アフラトキシン(13)	
	落花生	アフラトキシン(11)	
	乾燥いちじく	アフラトキシン(6)	
	ピスタチオナッツ	アフラトキシン(5)	
	くるみ	アフラトキシン(2)	
	亜麻仁油	シアン化合物	
	ミックスセレアル類	シアン化合物	
	ピーナッツバター	アフラトキシン	
中国	落花生	アフラトキシン(20)	32
	ハトムギ	アフラトキシン(5)	
	花椒	アフラトキシン(2)	
	亜麻の種子	シアン化合物	
	かきフライ	下痢性貝毒	
	その他の他に分類されない調味料	アフラトキシン	
	とうがらし	アフラトキシン	
	とらふぐ	魚種鑑別	
イタリア	非加熱食肉製品	リステリア菌(13)	18
	ナチュラルチーズ	リステリア菌(4)	
	とうがらし	アフラトキシン	
スペイン	非加熱食肉製品	リステリア菌(9)	10
	チョコレート類	アフラトキシン	
南アフリカ	落花生	アフラトキシン(6)	6
イラン	乾燥いちじく	アフラトキシン(2)	4
	ピスタチオナッツ	アフラトキシン(2)	
インド	ケツメシ	アフラトキシン	4
	とうがらし	アフラトキシン	
	ミックススパイス	アフラトキシン	
	落花生	アフラトキシン	
ドイツ	パン類	シアン化合物(2)	4
	乾燥いちじく	アフラトキシン	
	その他の乾燥果実	放射性物質	
トルコ	乾燥いちじく	アフラトキシン(3)	4
	ミックススパイス	アフラトキシン	
フランス	ブルーベリージャム	放射性物質(2)	4
	その他のきのこ類	放射性物質	
	その他の洋菓子	シアン化合物	
インドネシア	ナツメグ(肉づく)	アフラトキシン(3)	3
ベトナム	キャッサバ	シアン化合物(3)	3
ベルギー	チョコレート類	ルーピン豆の使用(3)	3
オーストラリア	乾燥いちじく	アフラトキシン	2
	むらさきいがい	麻痺性貝毒	
タイ	キャッサバ	シアン化合物	2
	その他の農産加工品	シアン化合物	

生産国	品目分類	違反内容	件数 [※]
パキスタン	カレー粉	アフラトキシン	2
	ミックススパイス	アフラトキシン	
ブラジル	レトルト殺菌食品	シアン化合物	2
	調味料	シアン化合物	
ミャンマー	バター豆	シアン化合物	2
	ライマ豆	シアン化合物	
アルゼンチン	落花生	アフラトキシン	1
ウクライナ	チョコレート類	アフラトキシン	1
英国	ブルーベリージャム	放射性物質	1
カナダ	亜麻の種子	シアン化合物	1
韓国	ひらめ	<i>Kudoa septempunctata</i>	1
スリランカ	とうがらし	アフラトキシン	1
総計			253

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-② 微生物規格の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 24 年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数※
中国	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(5)、E. coli(4)、細菌数(3)	65
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群(4)、E. coli(3)、細菌数(2)	
	冷凍食品(その他の加工品)	大腸菌群(4)、E. coli(3)、細菌数(2)	
	加熱食肉製品	E. coli(4)、黄色ブドウ球菌	
	魚肉ねり製品	大腸菌群(5)	
	冷凍食品(水産動物類)	大腸菌群(3)、細菌数(2)	
	生食用冷蔵鮮魚介類	腸炎ビブリオ最確数(MPN)(3)、大腸菌群	
	ゆでだこ	大腸菌群(3)、細菌数	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物(4)	
	冷凍食品(いか)	細菌数(2)、E. coli	
	冷凍食品(貝類)	細菌数(3)	
	粉末清涼飲料	細菌数	
	冷凍食品(えび)	大腸菌群	
タイ	冷凍食品(えび)	細菌数(6)、E. coli(4)、大腸菌群(4)	36
	冷凍食品(いか)	細菌数(4)、大腸菌群(2)、E. coli	
	冷凍食品(果実)	大腸菌群(4)、細菌数(2)	
	冷凍食品(その他の加工品)	大腸菌群(3)、細菌数	
	魚肉ねり製品	大腸菌群(2)	
	冷凍食品(水産動物類)	大腸菌群	
	冷凍食品(畜産物)	大腸菌群	
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群	
ベトナム	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(4)、細菌数(3)	22
	冷凍食品(えび)	E. coli(4)、大腸菌群、細菌数	
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群(3)	
	ゆでだこ	大腸菌群、細菌数	
	魚肉ねり製品	大腸菌群	
	冷凍食品(いか)	細菌数	
	冷凍食品(魚類)	細菌数	
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数	

生産国	品目分類	違反内容	件数※
韓国	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(6)、細菌数(2)	17
	冷凍食品(野菜)	細菌数(3)	
	冷凍食品(魚類)	細菌数、大腸菌群	
	ゆでがに	細菌数、大腸菌群	
	粉末清涼飲料	細菌数	
	冷凍食品(水産動物類)	大腸菌群	
インドネシア	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(6)、細菌数(2)	14
	冷凍食品(えび)	E. coli(3)、細菌数、大腸菌群	
	冷凍食品(魚類)	細菌数	
台湾	粉末清涼飲料	大腸菌群(3)、細菌数(2)	13
	冷凍食品(魚類)	細菌数(3)	
	加熱食肉製品	E. coli	
	原料用果汁	大腸菌群	
	冷凍食品(穀類)	細菌数	
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群	
	冷凍食品(その他の加工品)	細菌数	
イタリア	冷凍食品(その他の加工品)	細菌数(5)、大腸菌群(3)	11
	アイスマルク	大腸菌群(2)	
	加熱食肉製品	大腸菌群	
カナダ	冷凍食品(魚類)	細菌数(2)、大腸菌群	7
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群(3)	
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	
チリ	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(5)	5
フィリピン	ゆでだこ	細菌数、大腸菌群	5
	生食用冷凍鮮魚介類	腸炎ビブリオ最確数(MPN)	
	冷凍食品(貝類)	E. coli	
	冷凍食品(果実)	大腸菌群	
インド	粉末清涼飲料	細菌数	2
	冷凍食品(その他の加工品)	細菌数	

生産国	品目分類	違反内容	件数※
エストニア	冷凍食品(魚類)	細菌数、大腸菌群	2
オランダ	清涼飲料水	大腸菌群	2
	冷凍食品(その他の加工品)	大腸菌群	
スリランカ	生食用冷凍鮮魚介類	細菌数、大腸菌群	2
日本	冷凍食品(その他の加工品)	細菌数(2)	2
ニュージーランド	アイスクリーム	大腸菌群	2
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群	
フランス	バター	大腸菌群	2
	冷凍食品(その他の加工品)	大腸菌群	
オーストラリア	冷凍食品(水産動物類)	細菌数	1
グアテマラ	冷凍食品(えび)	大腸菌群	1
スイス	粉末清涼飲料	細菌数	1
トルコ	原料用果汁	大腸菌群	1
ラオス	粉末清涼飲料	細菌数	1
総計			214

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-③ 残留農薬の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 24 年度)

生産国	品目分類	違反内容		件数 ^{※1}
		基準値あり	一律基準	
中国	あさり		プロトリン(7)	45
	ウーロン茶	フィプロニル(6)		
	えだまめ		ジフェノコナゾール(5)、ハロキシホップ	
	レイシ(ライチ)	ジフルベンスロン(2)、ハクロプロトゾール		
	アスパラガス		アトリン(2)	
	あげまきがい		プロトリン(2)	
	はまぐり		プロトリン(2)	
	ブロッコリー		ハロキシホップ(2)	
	きくらげ	クロルピリホス		
	こまつな		ルフェヌロン	
	ゴマの種子		ジコホール	
	しいたけ		アセトクロール	
	ぜんまい		アセトクロール	
	冬瓜		メタラキシル及びメフェノキサム	
	にんじん	トリアジメノール		
	にんにく	クロルピリホス		
	ねぎ		アルジカルフスルホキシド	
	パセリ	ヘキサクロロベンゼン		
	ピーマン		ジフェノコナゾール	
	はも	トリフルラリン ^{※2}		
ばれいしょ		ハロキシホップ		
わさび		ヒリメタニル		
緑豆	ホキシム			
タイ	未成熟さやえんどう	プロピコナゾール	ジフェノコナゾール(9)、フルシラゾール(5) ジニコナゾール、テトラコナゾール	33
	赤とうがらし	シベルメリン、トリアゾホス	ジフェノコナゾール(2)、シプロコナゾール	
	PUK WHAN (アマメシバ)	クロルピリホス	アトリン、EPN	
	ハイゴシヨウ (WILD BETAL)		イントキサカルフ、エホキシコナゾール、 ハロキシホップ	
	カミメボウキ		EPN(2)	
	コブミカンの葉	プロフェノホス(2)		
	ケール		メタラキシル及びメフェノキサム	
ガーナ	カカオ豆	イミダクロプリド(11)	フェンハレレート(8)	19
メキシコ	アボカド	メタミホス(3)	アセフェート(2)	15
	スターフルーツ		フルジオキシニル(4)	
	未成熟さやいんげん	フィプロニル	フロニカミド(2)	
	いちじく		モノクロトホス	
	コーヒー豆		2,4-D	
	パッションフルーツ	シベルメリン		

生産国	品目分類	違反内容		件数※1
		基準値あり	一律基準	
インド	クミン	プロフェノス(3)		10
	とうがらし	トリアゾホス(3)		
	発酵茶	プロパルキット、モノクロホス		
	ウーロン茶	フィプロニル		
	ひよこ豆	グリホサート		
ベネズエラ	カカオ豆		2,4-D(8)	8
米国	ブルーベリー	マラチオン	メキシフェノジト(2) ※2	6
	セロリ		フェンアミドン(2)	
	大豆	チアメキサム		
オマーン	パプリカ		ジフェノコナゾール	5
	未成熟さやいんげん		シロマジン(4)	
カメルーン	カカオ豆	シペルメリン(3)、クロルピリホス(2)		5
韓国	いちご		メコナゾール	4
	パプリカ		ジフェノコナゾール	
	ビスケット		ジクロルホス(2)	
ラオス	オオバコエンドロ	クロルピリホス、シペルメリン		4
	カミメボウキ	プロフェノス		
	メボウキ	クロルピリホス		
インドネシア	コーヒー豆		カルバリル	3
	スナッフエンドウ		ジフェノコナゾール	
	ほうれんそう		ジフェノコナゾール	
エクアドル	カカオ豆	ジウロン	2,4-D(2)	3
ボリビア	いんげん豆		フルトリアホール	3
	ゴマの種子		ハロキシホップ(2)	
ミャンマー	ゴマの種子		イミダクロプリト(2)、カルバリル	3
イタリア	パセリ		ジフェノコナゾール	2
	ラディッシュ		ホスカリト	
グアテマラ	ゴマの種子		イミダクロプリト(2)	2
スリランカ	ウーロン茶	フィプロニル	インドキサカルブ	2
台湾	赤とうがらし		ジフェノコナゾール	2
	にらの花	プロフェノス		
ドイツ	パセリ		ジフェノコナゾール	2
	西洋わさび		ジフェノコナゾール	
フランス	チコリ		メタラキシル及びメフェノキサム	2
	レンズ豆	ピペロニルブトキシト		
ベトナム	えび	トリフルリン(2)		2
アイスランド	鯨肉	アルトリン及びデイルトリン		1
ウガンダ	ゴマの種子		ベンダイオカルブ	1
オーストラリア	そば		ハロキシホップ	1
オーストリア	西洋わさび		ジフェノコナゾール	1

生産国	品目分類	違反内容		件数 ^{※1}
		基準値あり	一律基準	
コロンビア	ドラゴンフルーツ		テブコナゾール	1
スーダン	ゴマの種子	2,4-D		1
スペイン	野いちご		フピリメート	1
ナイジェリア	ゴマの種子	クロルピリホス		1
パラグアイ	ゴマの種子		カルハリル	1
フィリピン	パイナップル	フェニトチオン		1
ブラジル	そば	ジウロン		1
総 計				191

※1 件数は、違反内容の延べ件数

※2 改正前の基準値で違反となったもの

表 8-④ 添加物の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 24 年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数 ※
中国	漬け物(野菜)	サッカリンナトリウム(3)、スクラロース	33
	果実の調整品	安息香酸、二酸化硫黄、TBHQ	
	健康食品	サイクラミン酸(2)、二酸化硫黄	
	冷凍食品(水産動物類)	二酸化硫黄(2)	
	乾燥野菜	二酸化硫黄(2)	
	水煮(野菜)	TBHQ(2)	
	油脂	TBHQ(2)	
	冷凍かに(切り身・むき身)	二酸化硫黄(2)	
	塩蔵野菜	二酸化硫黄	
	菓子類	ポリソルベート	
	乾燥海藻類	二酸化硫黄	
	乾燥果実	二酸化硫黄	
	くりの調整品	二酸化硫黄	
	桜葉、柏葉、笹の葉等	二酸化硫黄	
	シロップ漬け(果実)	二酸化硫黄	
	煮豆類	二酸化硫黄	
	落花生加工品	TBHQ	
	冷凍食品(魚類)	サイクラミン酸	
	冷凍食品(穀類)	TBHQ	
	冷凍食品(その他の加工品)	ソルビン酸	
レトルト食品	ソルビン酸		
ブラジル	粉末清涼飲料	アゾルビン(3)、安息香酸	16
	とうがらし調整品	安息香酸(2)、ソルビン酸(2)	
	キャンディー類	TBHQ(3)	
	果実酢	二酸化硫黄	
	固形スープ類	TBHQ	
	清涼飲料水	二酸化硫黄	
	トマトペースト	安息香酸	
	油脂	TBHQ	

生産国	品目分類	違反内容	件数 ※
韓国	調味料	ソルビン酸(2)、ポリソルベート(2)	15
	冷凍食品(水産動物類)	ポリソルベート(3)	
	その他の食品	メタケイ酸ナトリウム(3)	
	健康食品	ヨウ化カリウム、硫酸亜鉛	
	清涼飲料水	ポリソルベート	
	野菜の調整品	ポリソルベート	
	冷凍食品(魚類)	ソルビン酸	
イタリア	菓子類	二酸化硫黄、 β -アポ-8'-カロテナール	13
	シロップ	キノリンイエロー、ソルビン酸	
	野菜の調整品	安息香酸、ソルビン酸	
	その他の食品	アゾルビン、プロピレングリコール	
	果実ソース	ソルビン酸	
	原料用果汁	ソルビン酸	
	漬け物(果実)	グルコン酸第一鉄	
	ナチュラルチーズ	パテントブルーV	
	パン	ソルビン酸	
インド	レトルト食品	TBHQ(4)	13
	ジャム	安息香酸ナトリウム(3)	
	果実の調整品	安息香酸ナトリウム、ヨウ素化塩	
	冷凍食品(その他の加工品)	TBHQ(2)	
	ケチャップ	安息香酸ナトリウム	
	シロップ	安息香酸	
スペイン	チョコレート類	パテントブルーV(3)	11
	豚肉の調整品	二酸化硫黄(2)、コチニール色素	
	漬け物(果実)	グルコン酸第一鉄(2)	
	漬け物(野菜)	安息香酸、二酸化硫黄	
	非加熱食肉製品	ソルビン酸	

生産国	品目分類	違反内容	件数 ※
米国	調味料	安息香酸、ポリソルベート	11
	チョコレート類	ソルビン酸、アゾルビン	
	菓子類	TBHQ	
	乾燥果実	二酸化硫黄	
	魚油	メタノール	
	酒類	ソルビン酸	
	シロップ	安息香酸	
	清涼飲料水	ソルビン酸	
	その他の食品	ヒマワリレシチン	
ベトナム	調味品(えび)	安息香酸ナトリウム、ソルビン酸カリウム	9
	野菜の調整品	安息香酸、ソルビン酸	
	菓子類	サイクラミン酸	
	健康食品	パラオキシ安息香酸メチル	
	醤油	安息香酸	
	即席めん	サイクラミン酸	
	調味料	サイクラミン酸	
フィリピン	シロップ漬け(果実)	二酸化硫黄(2)	8
	スナック菓子	TBHQ(2)	
	果実の調整品	二酸化硫黄	
	乾燥ココナッツ	ジブチルヒドロキシトルエン	
	魚醤	安息香酸	
	油脂	TBHQ	
イスラエル	シロップ	アセスルファムカリウム(3)、スクラロース(2)、キノリンイエロー	7
	菓子類	TBHQ	
タイ	シロップ漬け(果実)	二酸化硫黄(2)	7
	清涼飲料水	重酒石酸コリン	
	ソース	安息香酸	
	タピオカデンプン	二酸化硫黄	
	農産物加工品	TBHQ	
	ローヤルゼリー加工品	パラオキシ安息香酸メチル	
インドネシア	冷凍えび	塩化ベンザルコニウム(5)	6
	即席めん	TBHQ	

生産国	品目分類	違反内容	件数 ※
スリランカ	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム(4)、アゾルビン(2)	6
フランス	チョコレート類	アゾルビン、パテントブルーV	5
	菓子類	パテントブルーV	
	キャビア	ホウ酸	
	冷凍食品(パン)	ヒマワリレシチン	
オーストラリア	生鮮果実	イマザリル(3)	3
台湾	菓子類	TBHQ(2)	3
	レトルト食品	サイクラミン酸	
ペルー	チョコレート類	TBHQ(2)	3
	乾燥穀類	二酸化硫黄	
ドイツ	菓子類	ステアリン酸マグネシウム、二酸化ケイ素	2
トルコ	乾燥果実	二酸化硫黄	2
	農産加工品	二酸化硫黄	
ベルギー	菓子類	二酸化硫黄	2
	チョコレート類	アゾルビン	
アルゼンチン	チョコレート類	TBHQ	1
オランダ	その他の食品	二酸化硫黄	1
カナダ	冷凍食品(ケーキ)	プロピオン酸	1
サウジアラビア	清涼飲料水	ソルビン酸	1
ニュージーランド	ジャム	二酸化硫黄	1
ボツワナ	果実の調整品	二酸化硫黄	1
香港	調味料	TBHQ	1
南アフリカ	グレープフルーツ	イマザリル	1
ルクセンブルク	チョコレート類	キノリンイエロー	1
総計			184

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-⑤ 残留動物用医薬品の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 24 年度)

生産国	品目分類	違反内容			件数※
		基準値超過	含有してはならない	不検出	
ベトナム	えび	イトキシキン(20)	エンロフロキサシン(19)	クロラムフェニコール(11)、フラゾリドン(AOZとして)(2)	59
	いか			クロラムフェニコール(6)	
	テラピア		エンロフロキサシン		
インド	えび	イトキシキン(29)		フラゾリドン(AOZとして)(8)	37
中国	えび		スルファメトキサゾール(3)、クロルテトラサイクリン		8
	鰻		エンロフロキサシン	マロカイトグリーン	
	ウシガエル		エンロフロキサシン		
	スッポン		オキシテトラサイクリン		
韓国	鰻	オキシリニック酸	オフロキサシン(2)、エンロフロキサシン		4
オーストラリア	花粉加工品		オキシテトラサイクリン、テトラサイクリン		2
フィリピン	えび	イトキシキン(2)			2
マレーシア	えび	イトキシキン(2)			2
インドネシア	えび			フラゾリドン(AOZとして)	1
スペイン	えび			フラゾリドン(AOZとして)	1
マダガスカル	えび	イトキシキン			1
総計					117

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-⑥ 腐敗、変敗、異臭及びカビの発生の国別、品目別違反件数(平成 24 年度)

生産国	品目分類	件数
米国	小麦(13)	21
	大豆(4)	
	米(3)	
	大麦	
タイ	米(19)	19
カナダ	小麦(6)	15
	菜種(6)	
	大麦(2)	
	大豆	
ベトナム	米(4)	4
オーストラリア	大麦	3
	小麦	
	米	
ブラジル	大豆(2)	2
中国	米	1
総 計		65

表 8-⑦ 器具、容器包装の国別、材質別、違反件数(平成 24 年度)

生産国	材質分類	違反内容	件数※
中国	合成樹脂	蒸発残留物(15)、着色料(4)、ホルムアルデヒド(3)、鉛(2)、 過マンガン酸カリウム消費量、揮発性物質、ジブチルスズ化合物、 フェノール	32
	ホウロウ引き	カドミウム(2)、鉛	
	組み合わせ	ビスフェノール A	
ベトナム	ホウロウ引き	カドミウム(8)	8
台湾	合成樹脂	カプロラクタム(2)、カドミウム	5
	組み合わせ	蒸発残留物	
	ゴム	亜鉛	
韓国	合成樹脂	鉛(2)、カプロラクタム、ホルムアルデヒド	4
フランス	陶磁器	鉛(2)	3
	組み合わせ	ジブチルスズ化合物	
イタリア	錫合金	アンチモン	1
英国	陶磁器	カドミウム	1
ネパール	錫合金	鉛	1
ブラジル	陶磁器	鉛	1
米国	合成樹脂	蒸発残留物	1
総計			57

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-⑧ おもちゃの国別、材質別、違反件数(平成 24 年度)

生産国	材質分類	違反内容	件数※
中国	組み合わせ	フタル酸ジ-n-ブチル(2)、フタル酸ビス(2)	6
	紙	指定外着色料	
	ゴム	指定外着色料	
スリランカ	木	フタル酸ビス	1
総計			7

※件数は、違反内容の延べ件数

表 9 海外情報に基づき監視強化を行った主な事例(平成 24 年度)

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
4月	中国	ゼラチン（クロム含有のおそれ）	中国国内においてクロムを含む工業用ゼラチンが医薬品のカプセルに用いられ、これを含む医薬品が回収されている情報を入手したことから、中国政府が関係製品としている対象の輸入届出があった場合には輸入を見合わせるよう指導する措置を講じた。
6月	韓国	二枚貝 （ノロウイルス汚染のおそれ）	米国において韓国産カキを原因とするノロウイルス食中毒が発生し、米国政府が韓国産二枚貝の輸入禁止及び回収等の措置を講じているとの情報を受け、現場検査及びモニタリング検査を強化する措置を講じた。
7月	イタリア	菓子（異物混入のおそれ）	イタリアにおいてスナック菓자에異物が混入したことから当該菓子の回収が行われているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻しを行う措置を講じた。
7月	韓国	ガラクトオリゴ糖 （サルモネラ属菌汚染のおそれ）	ロシアにおいて、韓国産ガラクトオリゴ糖を原因とした食中毒事例が発生しているとの情報を受け、当該品及び当該品を含む食品食品の輸入届出がなされた場合には、輸入を見合わせるように指導する措置を講じた。
8月	ドイツ	パッションフルーツパウダー （塩化ベンザルコニウム含有のおそれ）	ドイツにおいて、パッションフルーツパウダーから塩化ベンザルコニウムが検出され、自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
9月	チェコ共和国	酒精飲料 （メタノール含有のおそれ）	チェコ共和国における酒精飲料中のメタノールを原因とする死亡事故発生し、アルコール度数 20%以上の酒精飲料の販売が禁止されたとの情報を受け、チェコ共和国産の酒精飲料（アルコール度数が 20%を超えるものに限る。）が輸入届出された場合には貨物を保留の上、メタノールの自主検査を行う措置を講じた。
9月	米国	ローストピーナッツ、ピーナッツバター、ピーナッツペースト、アーモンドバター、カシューバター及びタヒニ（練りごま） （サルモネラ属菌汚染のおそれ）	米国において、Sunland, Inc. 及び Trader Joe' s が製造したピーナッツバターが原因と疑われるサルモネラによる健康被害が発生したとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻しを行う措置を講じた。
10月	カナダ	牛肉（内臓を含む。） （腸管出血性大腸菌 0157:H7 汚染のおそれ）	米国及びカナダにおいて XL Foods 又は LAKESAIDE PACKERS で処理された牛肉の腸管出血性大腸菌 0157:H7 検出による回収の情報を受け、当該施設で処理された牛肉が輸入届出された場合には積み戻し等を行う措置を講じた。

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
10月	韓国	即席めん（ベンゾピレン含有のおそれ）	韓国において、基準値を超えるベンゾピレンを検出した鯉節を原料とした食品が回収されているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
11月	フランス	ぶどう酒（ガラス片混入のおそれ）	フランス産ぶどう酒にガラス片が混入していたとして輸入者が自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻しを行う措置を講じた。
12月	韓国	キムチ （ノロウイルス汚染のおそれ）	韓国において、キムチを原因とするノロウイルスによる食中毒が発生し、当該製造者が製造した食品が回収されているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻しを行う措置を講じた。
12月	ブラジル	牛肉（特定危険部位混入のおそれ）	ブラジルにおいて牛海綿状脳症（BSE）1例目の発生が確認されたとの情報を入手したことから、ブラジル産牛肉の輸入手続きを直ちに停止する措置を講じた。
1月	オーストラリア	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ （リステリア菌汚染のおそれ）	オーストラリアにおいて、リステリア菌による食中毒が発生し、製造者が製造したソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズが回収されているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻しを行う措置を講じた。
3月	フランス	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ （腸管出血性大腸菌 026 汚染のおそれ）	ドイツにおいて、フランス産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズから腸管出血性大腸菌 026 が検出され、回収されているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻しを行う措置を講じた。

表 10 主な二国間協議・現地調査の実施事例(平成 24 年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
ベルギー産リーキ (残留農薬)	平成 22 年 1 月から協議開始。平成 24 年 9 月、ベルギー政府において違反事例に係る残留農薬管理対策が講じられ、その検証のため現地調査を実施。検査実績及びベルギー政府の原因究明及び改善報告を踏まえ、モニタリング検査の強化を解除。	平成 24 年 9 月
タイ産ベビーコーン (赤痢菌)	平成 20 年 8 月から協議開始。平成 24 年 11 月、タイ政府において違反事例に係る残留農薬管理対策が講じられ、その検証のため現地調査を実施。適切に改善が図れた旨を確認したことから通常の監視体制とした。	平成 24 年 11 月
オーストラリア産かんきつ類 (残留農薬)	平成 23 年 11 月から協議開始。平成 24 年 12 月、日本のクロルピリホス、エポキシコナゾール、イマザリル及びチアベンダゾールの試験法を情報提供。協議継続中。	—
インド産養殖えび (エトキシキン、フラゾリドン)	平成 24 年 8 月、検査命令の項目にエトキシキンを追加。11 月から協議開始。エトキシキン及びフラゾリドンの管理について協議継続中。	—
韓国産二枚貝 (ノロウイルス)	平成 24 年 7 月から協議開始。韓国政府による衛生管理対策が講じられたため、平成 25 年 7 月輸入の自粛を解除。協議継続中。	—
カナダ産牛肉 (BSE)	平成 24 年 10 月の食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき、その範囲内で輸入条件を見直すため、カナダと協議を行い、新たな対日輸出プログラムの実施準備状況について、輸入条件見直しの前に現地調査を行った。	平成 24 年 12 月
米国産牛肉 (BSE)	平成 24 年 10 月の食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき、その範囲内で輸入条件を見直すため、アメリカと協議を行い、新たな対日輸出プログラムの実施準備状況について、輸入条件見直しの前に現地調査を行った。	平成 24 年 12 月

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
オランダ産牛肉 (BSE)	平成24年10月の食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき、その範囲内で輸入を解禁するため、オランダと協議を行い、対日輸出プログラムの実施準備状況について、現地調査を行った。	平成 25 年 1 月
フランス産牛肉 (BSE)	平成24年10月の食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき、その範囲内で輸入を解禁するため、フランスと協議を行い、対日輸出プログラムの実施準備状況について、現地調査を行った。	平成 25 年 1 月
オーストラリア産二枚貝 (麻痺性貝毒)	平成 24 年 10 月から協議開始。平成 25 年 2 月、オーストラリア政府において違反事例に係る管理対策が講じられ、その検証のため現地調査を実施した。協議継続中。	平成 25 年2月
米国产とうもろこし (アフラトキシン)	平成 25 年2月から協議開始。継続協議中。	—

表 11 輸出国事前調査の実施事例(平成 24 年度)

インド	
調査対象	インドにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・Food Safety and Standard Act(2006) ・Food Safety and Standard Regulation(2011) ・Food Safety and Standard Rules(2011)
概要	<p>インドにおける食品衛生規制について、インド政府担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規制について食品業者等を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、香辛料製造施設の衛生管理状況、検査機関の管理状況等について現地調査を実施した。</p>
インドネシア	
調査対象	インドネシアにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア共和国 1996 年第7号食糧法 ・改正インドネシア共和国食糧法 ・食品における微生物汚染及び化学物質汚染の最大基準に関する法 ・水産物検疫規則等
概要	<p>インドネシアにおける食品衛生規制について、インドネシア政府国家医薬品食品監督庁、農業省担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について食品業者等を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、養殖エビ加工施設の動物用医薬品の管理、衛生管理状況等について現地調査を実施した。</p>
エクアドル	
調査対象	エクアドルにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	食糧主権基本法
概要	<p>エクアドルにおける食品衛生規制について、エクアドル政府担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について食品業者等を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、ブロッコリー農場及び冷凍ブロッコリー製造施設の現地調査を行い、残留農薬の管理状況や微生物の管理状況等について現地調査を実施した。</p>

オーストラリア	
調査対象	オーストラリアにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全基準 (Food Standards Code) ・輸入食品管理法 1992 (Imported Food Control Act 1992) ・輸出管理法 1982 (Export Control Act 1982)
概要	<p>オーストラリアにおける食品衛生規制及び対日輸出食品の衛生管理体制についてオーストラリア政府担当部門及びオーストラリア・ニュージーランド食品安全局担当者より食品衛生規制等の説明を受け、意見交換を行った。</p> <p>また、対日輸出に係る穀類の残留農薬管理や貝類の貝毒の生産管理についての現地調査を行った。併せて、藻類等検査機関の視察を行い、試験手順等の確認を行った。</p>
シンガポール	
調査対象	シンガポールにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・食品管理動物保護局法 (Agri-Food and Veterinary Authority Act) ・食品販売法 (Sale of Food Act) ・食肉・魚類衛生法 (Wholesome Meat and Fish Act) ・動物、鳥類法 (Animal and Birds Act) ・飼料原料法 (Feeding Stuffs Act) ・水産業法 (Fisheries Act) ・植物管理法 (Control of Plants Act)
概要	<p>シンガポールにおける食品衛生規制及び対日輸出食品の衛生管理体制についてシンガポール政府担当部門より食品衛生規制等の説明を受け、意見交換を行った。</p> <p>また、対日輸出に係る菓子製造施設について衛生管理等に関する現地調査を行った。</p>
スペイン	
調査対象	スペインにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・一般食品法規則 (Regulation (EC) No. 178/2002) ・一般食品衛生規則 (Regulation (EC) No. 852/2004) ・動物起源食品特別衛生規則 (Regulation (EC) No. 853/2004) ・動物起源食品特別公的統率規則 (Regulation (EC) No. 854/2004) ・公的統制規則 (Regulation (EC) No. 882/2004)
概要	<p>スペインにおける食肉製品等の衛生規制について調査を行った。</p> <p>また、対日輸出食肉食品について、スペイン政府が実施している、我が国の規格・基準についての情報把握と関係者への周知方法、及び、地方政府による農場での動物用医薬品の管理を含む原料生産から加工製造工程までの監視状況、衛生証明書の発給手順について調査を行った。</p>

デンマーク	
調査対象	デンマークにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・EU 規則 ・デンマーク食品法
概要	<p>デンマークにおける食品衛生規制について、デンマーク政府担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制について食品業者等を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、水産加工施設及び製パン施設の現地調査を行い、管理状況等について現地調査を実施した。</p>
ドイツ	
調査対象	ドイツにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・一般食品法総合原則 (Regulation (EC) No. 178/2002) ・一般食品衛生規則 (Regulation (EC) No. 852/2004) ・動物起源食品特別衛生規則 (Regulation (EC) No. 853/2004) ・動物起源食品特別公的統率規則 (Regulation (EC) No. 854/2004) ・公的統制規則 (Regulation (EC) No. 882/2004) ・食品・日用品・飼料法典 (Lebensmittel- und Futtermittelgesetzbuch)
概要	<p>ドイツにおける食品衛生規制について、連邦食糧・農業・消費者保護省 (BMELV)、連邦消費者保護・食品安全庁 (BVL)、ノルトライン＝ヴェストファーレン州 (NRW) 気候保護・環境・事前保護・消費者保護省の各担当部門より説明を受け、意見交換を行った。</p> <p>また、国、州政府の役割分担や州政府が管理する輸入食品の監視体制について調査を行った。</p>
ニュージーランド	
調査対象	ニュージーランドにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全基準 (Food Standards Code) ・畜産製品法 1999 (Animal Product Act 1999) ・残留農薬、動物用医薬品法 1997 (Agricultural Compounds and Veterinary Medicines Act 1997) ・食品衛生規則 1974 (Food Hygiene Regulation 1974) ・食品法 1981 (Food Act 1981) ・ワイン法 2003 (Wine Act 2003)
概要	<p>ニュージーランドにおける食品衛生規制及び対日輸出食品の衛生管理体制についてニュージーランド政府担当部門及び生産者団体担当者より説明を受け、意見交換を行った。</p> <p>また、対日輸出に係る農産物の残留農薬管理についての現地調査、及び検査・監査機関の視察を行い、試験及び監査体制の説明を受けた。</p>

ベルギー	
調査対象	ベルギーにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	European Hygiene Legislation(EU法)
概要	<p>ベルギーにおける食品衛生規制及び対日輸出食品の衛生管理体制について、ベルギー政府担当者より説明を受け、意見交換を行った。</p> <p>また、リーキ農場の現地調査を行い、農業使用を含む生産管理状況について調査を実施した。</p>
マレーシア	
調査対象	マレーシアにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・食品法 Food Act 1983 ・食品規則 Food Regulation 1985 ・食品衛生規則 Food Hygiene Regulation 2009 ・食品照射規則 Food Irradiation Regulation 2011
概要	<p>マレーシアにおける食品衛生規制について、保健省の各担当部局より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について食品業者等を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、対日輸出食品製造施設について衛生管理等に関する現地調査を行った。</p>

表 12 年度別輸入食品相談指導室における輸入相談実績

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
輸入相談実施件数	11,601	13,275	14,324	15,122	13,962
品目別輸入相談件数	27,083	34,245	34,479	27,334	27,825
品目別違反該当件数	410	310	426	354	372

※輸入食品相談指導室は、小樽、仙台、成田空港、東京、横浜、新潟、名古屋、大阪、関西空港、神戸、広島、福岡、那覇の各検疫所に設置

※当該数値は、輸入食品相談指導室において、輸入に先立ち実施された事前相談のみを計上

表 13 輸入相談における条文別違反該当件数(平成 24 年度)

条文	違反該当件数(件)	構成比(%)	主な違反該当内容
第6条 (販売を禁止される食品及び添加物)	11	2.5	ルーピン豆の使用 輸入可能な漁獲海域及びフグの種類からの逸脱
第9条 (病肉等の販売等の制限)	3	0.7	BSE発生国経由牛由来原料の使用(輸入を控えるよう指導)
第10条 (添加物等の販売等の制限)	188	43.0	アズルビン、アミド化ペクチン、カルボキシメチルセルロース、キノリンイエロー、ヒマワリレシチン、ヨウ素化塩、ヨウ化カリウム、ラウリル硫酸ナトリウム、TBHQの使用
第11条 (食品又は添加物の基準及び規格)	235	53.8	成分規格不適合、製造・加工基準不適合、添加物の使用基準違反 <ul style="list-style-type: none"> ・ 成分規格不適合・・・加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱)のE.coli陽性 ・ 製造基準不適合・・・清涼飲料水の殺菌不足 ・ 添加物の対象外食品への使用・・・清涼飲料水へのグルコン酸第一鉄の使用 ・ 過量使用・・・シロップにアセスルファムカリウム使用
総計	437(延数) 372(実数)		

表 14 輸入相談における国別、品目別、違反該当内容別件数(平成 24 年度)

生産国	品目	違反該当内容	件数
米国	健康食品	スクラロース(3)、プロピレングリコール(3)、ポリソルベート80(3)、カルボキシメチルセルロース(2)、酸化亜鉛(2)、塩化クロム、ケトン類の使用制限外使用、ピコリン酸亜鉛、ピコリン酸クロム、ビスグリシン酸鉄キレート、フマル酸第一鉄、メチルコバラミン、ヨウ化カリウム、硫酸銅	81
	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム(16)、エステルガム、合成カフェイン、臭素化植物油、ゼオライト、L-リンゴ酸	
	アイスクリーム類	カルボキシメチルセルロース(8)、酢酸カルシウム	
	その他の食品	TBHQ(4)、ケイ酸アルミニウムナトリウム(2)、酸化亜鉛、二酸化硫黄、ヒマワリレシチン	
	菓子類	リン酸ナトリウムアルミニウム(4)、ステアリン酸マグネシウム、ポリソルベート60、BHT	
	食肉製品	製造基準不適合(2)、乳酸カリウム	
	健康食品原料	エチルセルロース、L-アルギニン塩酸塩	
	粉末清涼飲料	クエン酸マグネシウム、硝酸	
	種実類加工品	ヒマワリレシチン	
	シロップ	ポリソルベート	
	調味料	ソルビン酸カリウム	
	農産加工品	ヒマワリレシチン	
	プロテイン	スクラロース	
	冷凍食品	ソルビン酸カリウム	
中国	菓子類	ソルビン酸カリウム(9)、安息香酸ナトリウム(6)、ヨウ素化塩(4)、カルミン酸アルミニウムレーキ、ステアロイル乳酸ナトリウム、TBHQ	52
	シロップ	エステルガム(13)	
	健康食品	ポリエチレングリコール(3)、ポリビニルポリピロリドン(2)、トリブチルアミン、パラオキシ安息香酸エチル、ポリビニルアルコール	
	調味料	ソルビン酸カリウム、デヒドロ酢酸ナトリウム、銅クロロフィリンナトリウム、EDTA、L-システイン塩酸塩	
	種実類加工品	TBHQ	
	漬け物	サイクラミン酸ナトリウム	
	デンプン	無水酢酸	
	野菜調整品	ソルビン酸カリウム	

生産国	品目	違反該当内容	件数
韓国	菓子類	ポリソルベート(5)、ラウリル硫酸ナトリウム(5)、スクラロース、BSE発生国において牛由来原料を使用	32
	健康食品	合成タウリン、酸化亜鉛、ステアリン酸マグネシウム、炭酸カルシウム、ヒマワリレシチン、メタケイ酸ナトリウム、ヨウ化カリウム	
	調味料	パラオキシ安息香酸エチル(3)、ポリソルベート 80(2)、ソルビン酸カリウム	
	スープ類	Ｌ-システイン(2)	
	清涼飲料水	殺菌条件不足、製造基準不適合	
	ゼラチンカプセル	ブタノール、プロパノール	
	農産加工品	ソルビン酸カリウム	
イタリア	菓子類	ヒマワリレシチン(6)	31
	冷凍食品	ソルビン酸(4)、ヒマワリレシチン	
	清涼飲料水	銅クロロフィル(3)、殺菌条件不足、ソルビン酸カリウム	
	その他の食品	ヒマワリレシチン(3)、ソルビン酸カリウム	
	穀類の調整品	ヨウ素(3)	
	アイスクリーム類	アミド化ペクチン(2)	
	オリーブ加工品	ソルビン酸、ソルビン酸カリウム	
	ケーキ類	ソルビン酸	
	酵母	硫酸亜鉛	
	コーヒー豆	ジクロロメタン	
	食肉製品	製造基準不適合	
ドイツ	冷凍食品	ルーピン豆(7)、ヨウ素化塩(6)、酸性リン酸ナトリウムアルミニウム(2)、酢酸カルシウム、銅クロロフィル、ヒマワリレシチン、Ｌ-システイン	30
	菓子類	キノリンイエロー(4)、パテントブルーV(2)、ルーピン豆	
	清涼飲料水	グルコン酸第一鉄(2)、クエン酸マグネシウム	
	健康食品	クエン酸マグネシウム	
フランス	菓子類	ヒマワリレシチン(5)、ソルビン酸、銅クロロフィリンナトリウム、ヨウ化カリウム	22
	健康食品	アゾルビン(2)、亜セレン酸ナトリウム、酸化亜鉛	
	リキュール類	ソルビン酸(2)、キノリンイエロー、ソルビン酸カリウム	
	調製粉乳	ヨウ素酸カリウム(3)	
	食品添加物	カルミン酸アルミニウムレーキ、アミド化ペクチン	
	果実の調整品	アゾルビン	
フィリピン	調味料	ソルビン酸カリウム(8)、安息香酸ナトリウム(5)、ソルビン酸(2)	16
	瓶詰食品	ヨウ化カリウム	
南アフリカ	健康食品	セレン(4)、亜鉛アミノ酸キレート(2)、クエン酸ホウ素、グルコン酸マンガン、クロムポリニコチエート、コリン酒石酸水素塩、システイン、パラアミノ安息香酸、メチルコバラミン、モリブデンアミノ酸キレート、ヨウ化カリウム	15

生産国	品目	違反該当内容	件数
台湾	その他の食品	ケイ酸アルミニウムナトリウム(2)、ソルビン酸カリウム(2)、アルミノケイ酸ナトリウム、ステアロイル乳酸ナトリウム	14
	茶の代用品	放射線照射(4)	
	シロップ	アセスルファムカリウム(2)	
	健康食品	スクラロース	
	農産加工品	安息香酸ナトリウム	
スペイン	ケーキ類	炭酸水素カリウム(2)、アゾルビン、アミド化ペクチン	13
	果実加工品	グアニル酸二カリウム(3)	
	健康食品	ヘキサシ、BSE発生国において牛由来原料を使用	
	食肉製品	製造基準不適合、ナタマイシン	
	アイスクリーム類	アンモニウムファスファチド類	
	アルコール飲料	炭酸カルシウム	
タイ	調味料	ソルビン酸カリウム(4)、BHT(2)	12
	粉末清涼飲料	アルミノケイ酸ナトリウム、ステアロイル乳酸ナトリウム	
	めん類	二酸化チタン(2)	
	清涼飲料水	レーグルタチオン	
	冷凍食品(野菜)	E. coli	
ベルギー	菓子類	キノリンイエロー(3)、アゾルビン(2)、カルミン、グリーンS、ケイ酸アルミニウムカリウム、三二酸化鉄、銅クロロフィル、ヒマワリレシチン	12
	シロップ	ソルビン酸カリウム	
トルコ	調味料	ソルビン酸カリウム(3)、安息香酸(2)	11
	菓子類	銅クロロフィリンカリウム塩(2)、アゾルビン	
	漬け物	安息香酸(2)	
	清涼飲料水	製造基準不適合	
マレーシア	レトルト食品	製造基準不適合(4)、安息香酸ナトリウム	11
	原料用果汁	ソルビン酸カリウム、二酸化塩素	
	その他の食品	安息香酸ナトリウム、パラオキシ安息香酸メチル	
	健康食品	タルク	
	清涼飲料水	エステルガム	
ルーマニア	菓子類	脂肪酸のナトリウム塩(4)、ソルビン酸カリウム(4)	8
チェコ	調味料	安息香酸(3)、ソルビン酸(2)、EDTA(2)	7

生産国	品目	違反該当内容	件数
ベトナム	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム(2)	7
	調味料	安息香酸、ソルビン酸カリウム	
	菓子類	アゾルビン	
	ココナッツミルク	ポリソルベート60	
	漬け物	安息香酸	
オーストラリア	粉末清涼飲料	微粒二酸化ケイ素(3)	6
	菓子類	銅クロロフィル	
	ケーキ類	TBHQ	
	穀類加工品	TBHQ	
オランダ	乳等を主原料とする食品	ナイシン(2)、ポリリン酸二ナトリウムカルシウム	5
	冷凍食品	アミド化ペクチン(2)	
インド	健康食品	ヘキササン、メタノール	4
	食品添加物	リコピン(合成)	
	菓子類	ヨウ素化塩	
英国	菓子類	三二酸化鉄、β-アポ-8'-カロテナール	4
	プロテイン	亜鉛、レチニルパルミテート	
スイス	清涼飲料水	サイクラミン酸ナトリウム、ソルビン酸カリウム	4
	乳飲料	カルミン	
	果実加工品	ソルビン酸カリウム	
チリ	健康食品	安息香酸、ソルビン酸カリウム、パラオキシ安息香酸プロピル、パラオキシ安息香酸メチル	4
ポーランド	菓子類	カルミン、ソルビン酸	4
	清涼飲料水	製造基準不適合(2)	
カナダ	健康食品	BSE発生国において牛由来原料を使用	3
	食肉製品	製造基準不適合	
	その他の食品	ソルビン酸カリウム	
バングラデシュ	健康食品	イソプロパノール、BHA、BHT	3
フィジー	フグ	輸入可能な漁獲海域およびフグの種類からの逸脱(3)	3
ブラジル	菓子類	カルボキシメチルセルロース	3
	食肉製品	カルミン	
	レトルト食品	エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	

生産国	品目	違反該当内容	件数
ロシア	キャビア	ソルビン酸	3
	いくら	安息香酸、ソルビン酸	
イスラエル	清涼飲料水	パントテン酸	2
	漬け物	アゾルビン	
ニュージーランド	シロップ	ソルビン酸カリウム	2
	調味料	ソルビン酸カリウム	
ハンガリー	食品添加物	亜酸化窒素	2
	清涼飲料水	グルクロノラクトン	
ブルガリア	清涼飲料水	製造基準不適合(2)	2
ベラルーシ	菓子類	ヨウ素化塩(2)	2
ペルー	健康食品	アゾルビン、ラウリル酸ナトリウム	2
ウクライナ	魚介漬け物	安息香酸ナトリウム	1
コロンビア	粉末清涼飲料	酢酸エチル	1
デンマーク	調味料	ソルビン酸カリウム	1
香港	菓子類	BHA	1
ホンジュラス	菓子類	ソルビン酸カリウム	1
未定	菓子類	ステアロイル乳酸ナトリウム	1
総計			437

※件数は、違反延べ件数

表 15 国内の監視で発見された輸入食品違反事例(平成 24 年度)

生産国	品目	違反内容	件数※
中国	未成熟いんげん	アセトクロール、シロマジン	6
	未成熟さやえんどう	クロルピリホス	
	ブロッコリー	アセトクロール	
	スライスちくわ(冷凍食品)	大腸菌群	
	鰻加工品	マラカイトグリーン	
韓国	養殖ひらめ	<i>Kudoa septempunctata</i> (3)	4
	開赤貝(生食用)	腸炎ビブリオ最確数	
オーストラリア	オレンジ	イマザリル(2)、エポキシコナゾール	3
台湾	食用カエル	フルメキン、クロラムフェニコール	2
マレーシア	クラッカー	TBHQ	1
ロシア	チョコレート菓子	TBHQ	1
総計			17

※件数は違反内容の延べ件数

(参考) 主な用語説明

用語	説明
亜鉛アミノ酸キレート	指定外添加物
亜酸化窒素	添加物(噴射剤)
亜硝酸根	添加物(発色剤)
アセスルファムカリウム	添加物(甘味料)
アセトクロール	農薬(アニリド系除草剤)
アセフェート	農薬(有機リン系殺虫剤)
亜セレン酸ナトリウム	指定外添加物
アゾルビン	指定外添加物
アフラトキシン	アスペルギルス属等の真菌により産生されるカビ毒
アミド化ペクチン	指定外添加物
アメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
アルジカルブスルホキシド	農薬(殺虫剤)
アルミノケイ酸ナトリウム	指定外添加物
安息香酸	添加物(保存料)
安息香酸ナトリウム	添加物(保存料)
アンモニウムフォスファチド類	指定外添加物
イソプロパノール	添加物(香料)
遺伝子組換え	細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方を変えて元の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術
イマザリル	添加物(防かび剤)
イミダクロプリド	農薬(クロロニコチル系殺虫剤)
インドキサカルブ	農薬(殺虫剤)
エステルガム	添加剤(チューインガム基礎剤)
エチルセルロース	指定外添加物
エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	添加物(酸化防止剤)
エトキシキン	飼料添加物(酸化防止剤)
エポキシコナゾール	農薬(殺菌剤)
塩化クロム	指定外添加物
塩化ベンザルコニウム	指定外添加物

用語	説明
エンドスルファン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
オキソリニック酸	動物用医薬品(キノロン系合成抗菌剤)
オフロキサシン	動物用医薬品(合成抗菌剤)
カルバリル	農薬(カーバメート系殺虫剤)
カルボキシメチルセルロース	指定外添加物
カルミン	指定外添加物
カルミン酸アンモニウムレキ	指定外添加物
キノリンイエロー	指定外添加物
グアニル酸二カリウム	指定外添加物
クエン酸ホウ素	指定外添加物
クエン酸マグネシウム	指定外添加物
グリーン S	指定外添加物
グリホサート	農薬(有機リン系除草剤)
グルクロノラクトン	指定外添加物
グルコン酸第一鉄	添加物(色調安定剤)
グルコン酸マンガン	指定外添加物
クレンブテロール	動物用医薬品(繁殖用剤)
クロムポリニコチエート	指定外添加物
クロラムフェニコール	動物用医薬品(クロラムフェニコール系抗生物質)
クオルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クオルフェナピル	農薬(殺虫剤)
ケイ酸アルミニウムカリウム	指定外添加物
ケイ酸アルミニウムナトリウム	指定外添加物
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる下痢性中毒)
合成カフェイン	指定外添加物
合成タウリン	指定外添加物
コチニール色素	添加物(着色料)
コリン酒石酸水素塩	指定外添加物

用語	説明
サイクラミン酸	指定外添加物
サイクラミン酸ナトリウム	指定外添加物
酢酸エチル	添加物(製造用剤)
酢酸カルシウム	指定外添加物
サッカリンナトリウム	添加物(甘味料)
酸化亜鉛	指定外添加物
酸性リン酸ナトリウムアルミニウム	指定外添加物
シアン化合物	有毒有害物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)
ジウロン(DCMU)	農薬(除草剤)
ジクロロボス	農薬(有機リン系殺虫剤)
ジクロロメタン	指定外添加物
ジコホール	農薬(有機塩素系殺虫剤)
ジニコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ジフルベンズロン	農薬(尿素系殺虫剤)
シプロコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
シペルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
シメコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
重酒石酸コリン	指定外添加物
シロマジン	農薬(ヘテロサイクリック系殺虫剤)
スクラロース	添加物(甘味料)
ステアリン酸マグネシウム	添加物(強化剤)
ステアロイル乳酸ナトリウム	添加物(乳化剤)
スルファメキサゾール	合成抗菌剤(サルファ剤)
ゼオライト	添加物(製造用剤)
セレン	指定外添加物
ソルビン酸	添加物(保存料)
ソルビン酸カリウム	添加物(保存料)
タルク	添加物(製造用剤)
炭酸カルシウム	添加物(強化剤)

用語	説明
チアメトキサム	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす)
腸管出血性大腸菌 026、0157 等	病原微生物(動物の腸管内に常在する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす)
ディルドリン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
テトラコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
テトラサイクリン系抗生物質	一定のスペクトルを有する抗生物質の総称。オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリンなど
デヒドロ酢酸ナトリウム	添加物(保存料)
テブコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
銅クロロフィリンカリウム塩	指定外添加物
銅クロロフィリンナトリウム	添加物(着色料)
銅クロロフィル	添加物(着色料)
トリアジメノール	農薬(フェノキシ系殺菌剤)
トリアゾホス	農薬(フェノキシ系殺虫剤)
トリブチルアミン	指定外添加物
トリフルラリン	農薬(ジニトロアニリン系殺虫剤)
ナイシン	添加物(保存料)
ナタマイシン	添加物(食品製造用)
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤)
二酸化ケイ素	添加物(製造用剤)
二酸化チタン	添加物(着色料)
ニトロフラン類	動物用医薬品であるニトロフラン系合成抗菌剤の総称
乳酸カリウム	指定外添加物
バクロブトラゾール	農薬(トリアゾール系成長調整剤)
パテントブルーV	指定外添加物
パラアミノ安息香酸	指定外添加物
パラオキシ安息香酸プロピル	添加物(保存料)
パラオキシ安息香酸エチル	添加物(保存料)
パラオキシ安息香酸メチル	指定外添加物

用語	説明
ハロキシホップ	農薬(除草剤)
ピコリン酸亜鉛	指定外添加物
ピコリン酸クロム	指定外添加物
ビスグリシン酸鉄キレート	指定外添加物
ピペロニルブトキシド	農薬(ヘテロサイクリック系共力剤)
ヒマワリレシチン	指定外添加物
ピリメタニル	農薬(ピリミジン系殺菌剤)
微粒二酸化ケイ素	添加物(製造用剤)
フィプロニル	農薬(ヘテロサイクリック系殺虫剤)
フェニトロチオン	農薬(殺虫剤)
フェンアミドン	農薬(イミダゾリン系殺菌剤)
フェンバレレート	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ブタノール	添加物(香料)
ブピリメート	農薬(殺菌剤)
ブプロフェジン	農薬(殺虫剤)
フマル酸第一鉄	指定外添加物
フラゾリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAOZ
フルジオキシソニル	農薬(防かび剤)
フルシラゾール	農薬(ヘテロサイクリック系殺菌剤)
フルトリアホール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
フルメキン	動物用医薬品(合成抗菌剤)
フロニカミド	農薬(ピリジんカルボキシアミド系殺虫剤)
プロパノール	添加物(香料)
プロパルギット	農薬(ジフェニルエーテル系ダニ駆除剤)
プロピコナゾール	農薬(殺菌剤)
プロピレングリコール	添加物(溶剤)
プロフェノホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
プロメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
ヘキサクロロベンゼン	農薬(有機塩素系殺菌剤)
ヘキサン	添加物(油脂抽出剤)
ベンダイオカルブ	農薬(カーバメート系、ヘテロサイクリック系殺虫剤)
ホウ酸	指定外添加物
ホキシム	農薬(殺虫剤)

用語	説明
ボスカリド	農薬(アニリド系殺菌剤)
ポリエチレングリコール	指定外添加物
ポリソルベート	添加物(乳化剤)
ポリビニルアルコール	指定外添加物
ポリビニルピロリドン	添加物(製造用剤)
ポリリン酸二ナトリウムカルシウム	指定外添加物
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる麻痺性中毒)
マラカイトグリーン	動物用医薬品(トリフェニルメタン系合成抗菌剤)
マラチオン	農薬(有機リン系殺虫剤・ダニ駆除剤)
無水酢酸	指定外添加物
メタケイ酸ナトリウム	指定外添加物
メタノール	指定外添加物
メタミドホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
メタラキシル	農薬(アニリド系殺菌剤)
メチルコバラミン	指定外添加物
メトキシフェノジド	農薬(殺虫剤)
メコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
メフェノキサム	農薬(アニリド系殺菌剤)
モノクロトホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
モリブデンアミノ酸キレート	指定外添加物
ヨウ化カリウム	指定外添加物
ヨウ素	指定外添加物
ヨウ素化塩	指定外添加物
ヨウ素酸カリウム	指定外添加物
ラウリル酸ナトリウム	指定外添加物
ラウリル硫酸ナトリウム	指定外添加物
リコピン(合成)	添加物(着色料)
リステリア菌	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす)
硫酸亜鉛	添加物(強化剤)
硫酸銅	添加物(強化剤)

用語	説明
リン酸ナトリウムアルミニウム	指定外添加物
ルフェヌロン	農薬(ベンゾイルフェニル尿素系殺虫剤)
レチニルパルミテート	指定外添加物
2,4-D	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
三二酸化鉄	添加物(着色料)
BHA(ブチルヒドロキシアニソール)	添加物(酸化防止剤)
BHC	農薬(有機塩素系殺虫剤)
BHT(ジブチルヒドロキシルエン)	添加物(酸化防止剤)
BSE(牛海綿状脳症)	牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中樞神経系の疾病
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)
<i>Kudoa septempunctata</i>	食中毒の原因となる寄生虫の一種(粘液胞子虫)
L-アルギニン塩酸塩	指定外添加物
L-グルタチオン	指定外添加物
L-システイン	指定外添加物
L-システイン塩酸塩	添加物(強化剤)
L-リンゴ酸	指定外添加物
TBHQ	指定外添加物
β -アポ-8'-カロテナール	指定外添加物